

オランダの探偵小説「青騎兵とその家族」について

MIYANAGA, Takashi / 宮永, 孝

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林

(巻 / Volume)

63

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

136

(終了ページ / End Page)

108

(発行年 / Year)

2016-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021226>

オランダの探偵小説「青騎兵とその家族」について

宮 永 孝

はじめに

- 一 神田孝平たかひらの「探偵小説 青騎兵」の訳業
- 一 「探偵小説 青騎兵」の登場人物と物語の梗概
- 一 イェー・ペー・クリステマイエル原作「青騎兵とその家族」
宮永孝 抄訳（自由訳）〔未完〕

はじめに

森鷗外（一八六二～一九二三）、明治・大正期の軍医、小説家・評論家・翻訳家は、『花月新誌』（成島柳北りゅうほく「一八三七～八四」——旧幕臣・將軍の侍講をへて、維新後戯作家——が編集した文学雑誌。明治十年一月から同十七年までつづいた）の愛読者であった。かれが西洋小説というものを読むようになったのは、この雑誌がきっかけになっている。

鷗外が「雁」のなかで、『花月新誌』に掲載された神田孝平（二八三〇～九八、著書調所出仕をへて、維新後啓蒙的官僚学者）の翻訳をよんだのが、そもそも西洋小説をよんだ最初だという。

僕も花月新誌の愛読者であったから、記憶している。西洋小説の翻訳と云ふものは、あの雑誌が始めて出したのである。なんでも西洋の或る大学の学生が、帰省する途中で殺される話（「楊牙児奇獄」のこと）で、それを談話体に訳した人は神田孝平さんであったと思ふ。……

神田は安政から文久にかけて（二八五〇年代～六〇年代）、オランダの探偵小説を二篇訳している。すなわち――

「ヨンケル・ファン・ロドレイキ一件」

「青騎兵 並 右家族共吟味一件」

注・この二つのタイトルは、昭和初期に『明治文化』や『新青年』に載ったときのもの。

である。原作者はオランダの著述家ヤン・バステイアン・クリステマイエル（一七九四～一八七二）である。

原書はアムステルダムのエー・シー・ケステレン社から一八三〇年に刊行された『体刑の執行の物語のうちの重要な場面――ならびに秘かな犯罪生活のうちの注目すべき特性――十二の物語』から、前述の短篇二つを抜いて訳したものである。

前者の「ヨンケル・ファン・ロドレイキ一件」については、雑誌『法政』（10巻5号、昭和58・6）に小文をよせ、また近年『社会志林』（58巻1号、平成23・7）において、「オランダの探偵小説『楊牙児奇獄』と題してくわしい解説と試訳をのせたことがあり、いまここではそれについてふれない。

一 神田孝平の「探偵小説『青騎兵』」の訳業

いま本稿において取りあげようとするものは、「青騎兵」の翻訳についてである。原題は De Blaauwe Ruiter en zijn Huisgezin, of een



神田孝平訳「青騎兵并右家族共吟味一件」のさし絵（『新青年』所収，昭和6・4）。

rechtsgeeding van zonderlingen zamenhang, door de eindelijke ontdekking van eene zware misdad, opgelost. といひ、長ったらしいタイトルが付いている。この文は――

「青騎兵とその家族

――別名 ある凶悪犯罪がついにあばかれ、謎が解かれたことよって開かれた異様な背景をもつ裁判」

ほどの意である。

原文は五〇ページほどのものである。が、神田訳は原文を忠実に訳したものでなく、原作に私意をくわえ、ところどころ改作した翻案というか、自由訳である。

この作品を神田は原題をちぢめて、「小説 青騎兵」として、明治二十五年（一八九二）一月から五月にかけて五回、雑誌『日本之法律』に連載した。同作品は本邦初出である。このあとしばらく間があり、後述するように、昭和初期に二度ばかり、タイトルを変えて発表された。

神田は、「青騎兵とその家族……」をどのように訳したのか。オランダ語の原文の一節を抜いて、その訳しぶりをみてみよう。

II.
DE BLAAUWE RUITER
EN ZIJN HUISGEZIN,

OF EEN REGTSGEDING VAN ZONDERLINGEN
ZAMENHANG, DOOR DE EINDELIJKE ONT-
DEEKING VAN EENE ZWARE MISDAAD,
OPGELOST.

(「小引」は省略した)

In *M*— leefde eene oude burger-weduwe, die met eene bejaarde meid alleen huis hield. Zij had den naam van zeer ge goed te zijn; maar stond daarbij voor hoog zuinig te boek, offchoon de brave oude, in filte, menige weldaad aan kerk en armen bewees. Zij had eenen zoon, die als heelmeeester te *K*— woonde, een dorp, vier uren van *M*— verwijderd. Zij had het ongeluk, aan eene zijde door eene beroerte verlamd te zijn. Zeldzaam ging zij uit, nog zeldzamer ontving zij een bezoek, en dikwerf gingen er weken om, dat zij geenen voet buiten hare kamer zette. Maar als de aangename zomertijd naderde, de buljige lentemaand niet meer op éenen dag, storm en zonneschijn te gelijk voortbragt, en het schoone weder bestendig aanhield, dan liet zij zich in een rijtuig naar *K*— voeren, alwaar haar zoon woonde, en bragt daar eenige dagen in de frische landlucht door. Gewoonlijk ging dan hare dienstmaagd mede, daar niemand de zwakke oude, die aan toevallen onderhevig, en daarbij aan lui men niet misgedeeld was, zoo wel naar haren zin konde bedienen en oppassen.

冒頭に「小引」(短いはしがき)がくるが、いまそれを略する。

(二二) 発端

今は昔、和蘭国イ村といへる所に、或る身分ある者の寡婦一人ありけり、一人の老婢を召使ひ、家内(家のなか)は唯二人暮しなりける(ここまで訳者の加筆部分)、元來相応の身上(財産)にて、亡夫存生の頃には、平生(ふだん)陰徳をも心掛け、仏寺又は貧者等に、数多の布施など遣はせしなりしが、右寡婦の代と為りては唯吝嗇のみを専一に心掛たりしぞう、子供は男子一人なりしが、外科医者と為りて、イ村よりは、五里あまりも隔りたる口村といへる所に開業せり、偕右の後室(身分ある人の未亡人)は、近來、痛風の気味合にて半身麻痺し兎角外出はなりがたく、且つ世の交を好ま

ざりし故に、自つから外来の人も稀に成り行き、事によりては、数十日の間も自分の居間より出ることなかりき、

されど、例年春雨に嵐勝なる時候の頃も打過ぎ、次第に麗なる夏気（ようす）にも近よる頃には、乗物にて彼の口村の方に趣き、倅にも面会し、一兩日保養して帰る事なりき、其節には、必らず老婢を供に連れ行きけり、其訳は、右寡婦は、旦夕（ふだん）も斗り難きほどに老衰しありながら、兎角に我儘のみいたし、悪体なる故に、世間の人に悪まれ、右の老婢の外には、後室の指図に従ひ、心付け世話し遣はす者もあらざりし者と見へたり、

注・ルビおよび（ ）内は、筆者による。

原文の冒頭にみられる M. (M) 町 は、訳文では「イ村」となっている。

原文の burger は、ふつう「平民」とか「中産階級の」とでも訳される。「元来相應の……唯吝嗇のみを専一に心掛けたりしぞ」までの文は、かなり自由に訳したものである。

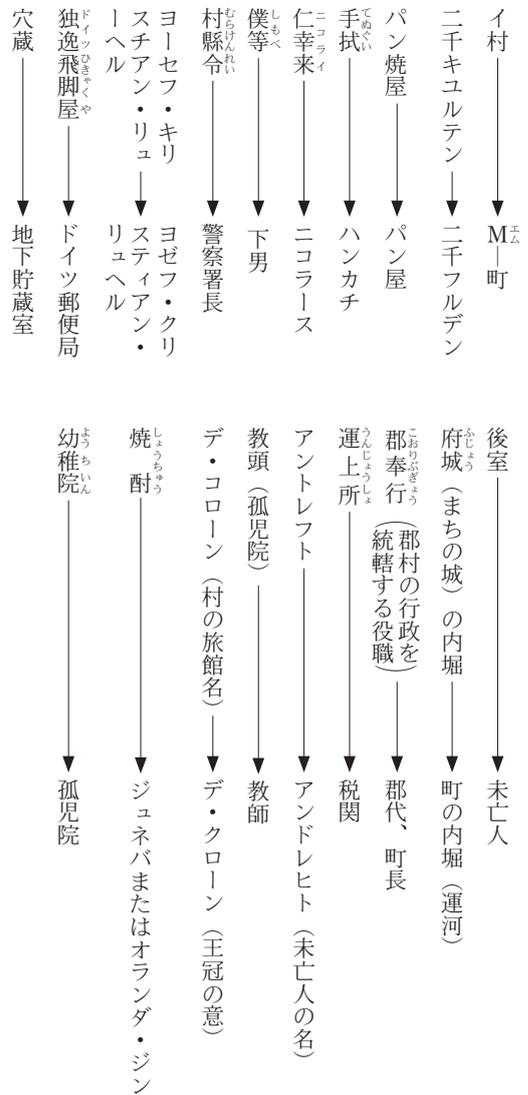
brave oude (りっぱな老人) は、「亡夫」と訳されている。「平生陰徳をも心掛け」は、加筆部分である。原文の kerk (教会) は、「仏寺」(寺院) と訳されている。vier uen van M. (M) 町から四時間) は、「イ村よりは、五里あまり」となっている。「近来…」は、書き加えた部分。Een rijtuig (馬車にのって) が、「乗物にて」と訳され、

storm en zonschijn te gelijk voort bragt (嵐と日光が同時に姿をみせ) は、「嵐勝なる時候の頃」と意訳されている。「悪体なる故に、世間の人に悪まれ」は、加筆部分。「後室の指図に従ひ」も、つけ加えたもの。

このようにざっと見ただけでも、神田訳は逐語的に訳したものでなく、全体の意味をくみ取り、自由な筆で訳していることがわかる。

満足なオランダ語の対訳辞典がない時代であったから、原文の単語にたいするふさわしい訳語が見つからず、結果として配慮を欠く訳文になった。

固有名詞（地名、人名）のよみ方は、かなりいいかげんであるばかりか、名詞の訳語も適切でなく、こんにち訂正を要するものがかなりある。たとえば、つぎに掲げるものがそれである。



幕末から明治初期にかけての西洋小説の翻訳は、概して原書を大段的にちぢめ、ときに原作を改変、変形して訳すといった、ずさんなものが多かった。当時はいまとちがって誤訳に目くらを立て、それを指弾することがあまりなかった。外国文をよむ人口もすくなく、一般読者は日本語に移された作品を疑問視することなく、すなおに受け入れていたようだ。

神田訳「青騎兵」は、文久の初年ごろのしごとである。和漢混淆文で訳されているため、こんにちからみると、じつに読みづらいのはいなめない。この作品は、はじめて雑誌『日本之法律』(第4巻第1号、明治25・1〜5)の「雑録」に五回にわたって連載された。

ついで『明治文化』(第5巻第9号、第5巻第10号、昭和4・9、昭和4・10、上下二回にわけて掲載)が、さらに『新青年』(第12巻第5号、昭和6・4)が、内藤賛のさし絵を入れ、総ルビ付で掲載した。それを同誌に斡旋したのは木村毅であった。

いまのところ「青騎兵」の邦訳はこの三つしかない。吉野作造が執筆した「和蘭美政録改題」(『明治文化全集 第十四巻』所収、日本評論社、昭和2・10)によると、「ヨンケル・ファン・ロドレイキ一件」を『明治文化全集 第十四巻』に収録するとき、「青騎兵の一篇が載って居ったと

推定さるる雑誌、『日本之法律』も生憎急に捜査するの便を欠いたから、後者の「青騎兵」をいっしょに収録できなかったという。

注・傍点は筆者による。

また『青騎兵並右家族共吟味一件』については、『日本之法律』には此双方を載せたものらしい（傍点は引用者による）とのべるにとどまっている。「ヨンケル・ファン・ロドレイキ一件」のほうは、「楊牙児奇獄」として、『日本之法律』（4巻6号〜10号。明治25・6〜10）に、四回連載された。要するに吉野は、解説をかくとき、『日本之法律』を調べることを怠ったということである。

筆者は先ごろ「青騎兵……」がのっている『日本之法律』（明治25・1〜5）の原物を見る機会があり、昭和初期に『明治文化』や『新青年』に掲載された訳文と比較対照してみた。つまり明治期の訳と昭和期のそれとの異同（不一致点）を調べてみたところ、いろいろおもしろい点が見られた。

神田が文久年間にオランダ小説二篇を訳したとき、その稿は知人から知人へと渡り、その間に書き写され、さらにそれが人から人へと渡ったようである。成島柳北は、原稿を借覧したひとりであるが、話がおもしろかったので、十四代将軍・家茂（一八四六〜六六）に見せたけれど、江戸城で火災がおこったさいに、ほろんでしまったという（『花月新誌』第22号、明治10・9）。

神田の「探偵小説 青騎兵」は、昭和期の『明治文化』や『新青年』にのったものより、やゝ読みやすい気がする。前者は改行もすくなく、文字が

探偵小説 青騎兵

學士會員 神田孝平 譯



『日本之法律』（明治25・1）に載ったときの表題。



131 Barre...

内藤賛が描いた「青騎兵…」のさし絵。（『新青年』昭和6・4）所収。



神田訳『探偵小説 青騎兵』を掲載した『日本之法』の表紙。

羅列して読んで読みづらい。後者も改行や段落がすくないうえに、総ルビの文章であり、正直いってこれも息ぐるしいうえによみづらい。

「探偵小説 青騎兵」は、「旧友の写し置たる草稿を探り得て」『日本之法』の編集部へ送ったものらしい（「小引」）。神田はそのさいに原稿にすこし手を加えた。

この作品は、二段組であるが、冒頭にまず「小引」（短いしながき）が、十七、八行くる。神田によると、これから本誌に掲げる二篇（「青騎兵」と「ヨンケル・ファン・ロドレイキ一件」のこと）は、三十余年まえに訳した翻訳の草稿だという。先年、成島柳北がその一編

をえ、^{たせ}刪正（字句をけずって正しくする意）をくわえ、「楊牙兒ノ奇獄」と題し、同人が編輯する『花月新誌』にのせたことがあった。それをみると、文章はよいが、「事実の大きいに減省（はぶく）」してあるのが残念であったという。

時代も変わり、訳語のなかには、こんにち不適當なものがあるように思われたので、その甚しいもの一、二を改めた。三十年前は、警察・公債証書・探偵といったことばは無かったが、こん今回新語として用いたと述べている。

神田訳「探偵小説 青騎兵」の大きな特色は、「小見出し」（文中に立てる小字の見出し）が、十四ヶ所ついていることである（しかし、あるべき物がぬけ落ちていたり、順序にあやまりがある）。そのため『明治文化』や『新青年』にのった訳文より、息苦しい雰囲気がいぶ緩和され、物語の展開をわかりやすいものになっている。

- （一）小引
- （二）発端
- （三）盗難
- （四）捜査
- （五）発覚の端緒
- （陸）告発
- （質）新証の発見
- （七）犯罪嫌疑者の逮捕及び家宅捜査
- （八）仁幸來の吟味
- （九）新たなる告発
- （十）仁幸來再度の訊問
- （欠落）
- （十二）仁幸來の危険
- （十二）誣告（人を罪におとし入れる）の告発
- （十四）大団円

注・*この語、いみ不明。**「質」は、疑いを問ひただす意か。

なおこんにち『日本之法律』の旧号をそろえてもっている公共の図書館、大学図書館は、ひじょうに少なく、利用に不便を感じるが、幸い「新版 明治文化全集 月報 No.11」(『翻訳文芸篇 第二十二巻』所収、昭和42・11)に、西田長寿の発見による「探偵小説 青騎兵」の全文が収録されている。解説は木村毅(一八九四～一九七九、大正・昭和期の評論家、明治文化研究家)が執筆したものである。またオランダ語の原文にない加筆部分としては、左記のようなものがある。

(二) 発端

今は昔、和蘭国オランダイ村といへる所に、或る身分ある者の寡婦かふ(未亡人——引用者)一人ありけり、一人の老婢ろうひ(老いたる下女)を召使ひ、家内かひ(家のなか)は唯二人暮しなりける、……

原文の中には、MエムとかKカといった固有名詞(地名)が出てくるのだが、神田はこれにひらがなの「イロハ」を当て、「イ村」とか「口村」と訳している。

《五》の「発覚の端緒」の末尾にみられる、つぎに引く文章もつけ加えたものである。

毛織屋(洋毛商人——引用者)は隠すに衛えい(まもり)はなく、有りのまゝに其事情を咄はなし出せるが、それは畢竟如何なる事なるか、次号に陳ぶるを見て知りねかし、

筆者はきんねん余暇にすこしづつ、この作品を訳し、全体の半分ほどおえたが、ところどころ判読できず、中断した。ふたたび訳そうとしたが、非力のため断念した。拙訳は誤りが多いばかりか、未完成品であるため、活字にすることをためらわれたが、あえて抄訳(自由訳)として発表することにした。

一 「探偵 青騎兵」の登場人物と物語の梗概

『青騎兵とその家族』とは、どのような作品なのか。登場人物と物語の梗概についてすこし述べておこう。

登場人物

M^エ町のアンドレヒト夫人（未亡人）。留守中に盗賊に入れられ、二千フルデン相当の貴金属、衣裳などを盗まれる。

パン屋。ばくち仲間の羊毛商人が犯した殺人事件に、女房とともに連座。

ユダヤ人の瀬戸物屋。じつは警察の密偵。

俗に「青騎兵」とよばれた酒場の主人。名はニコラース・D^デ。女房のアンナは、もとアンドレヒト夫人宅の女中であった。ニコラースの家族は、女房とその父親。女房の弟（くつ職人）の四人。

毛織物屋（羊毛商人）——アンドレヒト夫人宅の隣人。口論のあげく、ばくち仲間のリュレル伍長を殺してしまう。女房は人殺しの隠。べいに加担。

証言者
材木商——町の有力者。
雑貨商——アンドレヒト夫人宅の隣人。

大工のイサーク・ファン・E^エ。材木商に六〇フルデンの借金があった。家族は、妻と下男からなる。じつはアンドレヒト夫人宅に空き巣に入っ
た犯人。



オランダの田舎町の風景

ヨゼフ・クリスティアン・リュレル伍長。M―町に駐留する軍の糧秣係。相当な悪党であり、ばくち仲間の洋毛商人に殺される。
孤児院の教師。

みなしごのヘンドリック・ヘヒティン。口と耳が不自由であったが、文字をじょうずに書いた。

警察官 警察署長 裁判所の廷吏

判事 雑貨商

物語の梗概

オランダのM―という町に、アンドレヒトという未亡人がいた。夫がいたころ、裕福であったらしいが、儉約してくらしていた。外科医の息子がひとりいて、K―村に住んでいた。

オランダは北海にのぞむイギリスやその他の国々とおなじく、その天候はひじょうに変わりやすい。一日に春夏秋冬が同時におとずれることがある。ヨーロッパはこの国もおなじだが、夏が一年中でいちばん良い季節なのである。比較的に好天にめぐまれ、昼間がながいのである。

未亡人は、三月のにわか雨の季節がおわり、夏がおとずれたころ、いつものように女中といっしょに馬車にのり、息子がいるK―村にいき、そこでしばらく滞在した。彼女らは三週間以上も家を留守にしたのち町に帰ってきた。ところが自宅にもどってみてびっくりした。留守ちゅうに空き巣に入られ、たんすや金庫の中に入れておいた宝石や貴金属、衣裳などがなくなっていることに気づいたからである。

盗人は、庭のほうに向いた二階の窓から屋内に入ったのである。左右の窓ガラスを割り、その合せ目にさし込んであった銅製の釘二本を抜いたあと、窓を上の方に押しあげ部屋のなかに入った。庭に通じる戸口の錠はこわされていた。

犯行は単独によるものではなく、複数犯のしわざのように思えた。単なる思いつきから侵入したものでなく、あらかじめ周到に用意してやった犯行であった。被害総額は、二千フルデン。盗まれたものは金目のものだけであったが、カゴのなかに、すずや真ちゅう製品が詰め込まれていた。それらはあわてて立ち去るとき、持ってゆくのを忘れたものようであった。

未亡人にとって幸いだったのは、鉄製の金庫のなかに入れておいた土地の権利書が無事であったことである。

しかし、ひなびた田舎町の未亡人宅に賊が入るとは。彼女は資産家とみられたものか。犯人は未亡人の日常生活や家のなかのようすに通じた者と考えられた。表通りから侵入することは、人目にふれやすいが、垣根をこえ裏庭から入れば、ひとにみられる機会はすくない。

盗賊らは、小舟にのり未亡人宅の裏にある運河から生垣に近づくと、それを乗りこえ、庭に入ったものである。犯人はよそものではなく、きつと近くに住む住民であろうと思われた。

ではいったい誰がなんのために未亡人宅に押し入ったのであろうか。はじめ犯人の消息はようとしてわからなかった。

やがて警察が事件現場にやってくると、いろいろ見分した。が、一行が到着する前より、近所の口さがない連中は、未亡人宅のまわりにあつまり、うわさ話に熱中していた。

そうしたおしゃべり屋のなかに、未亡人の家の斜めむかいに住むパン屋がいた。かれは司直の跡から、こっそり家の中に入ると、捜査のようすをうかがい、外に出ると、待ちかまえていた連中からいろいろ質問をうけた。が、あいまいな返事をしてごまかした。野次馬のなかにもう一人、未亡人宅のとなりに住む毛織物屋（洋毛商人）がいて、その夫婦はさも事件のことを知っているかのようにいろいろ語った。

とくに亭主のほうは、きわどい話をするものだから、警察の密偵（ユダヤ人の瀬戸物屋）に怪しまれ、後日署に呼びだされ尋問をうけた。洋毛商人は取調べのなかで、通りの端で酒場をやっている元青騎兵のニコラス・Dとその妻ハンナ（もと未亡人宅の女中）のことを話題にした。両人は所帯をもつまえ、密会をつづけ、夜、拙宅の板囲いをたびたび乗りこえて、未亡人宅の庭に忍び込んだといった。

こういった逢引方法が物議をかますようになると、小舟を使って運河から未亡人宅に近づき、庭から屋内に入るようになった、とも語った。ま

た河岸のそばで、N・D（ニコラース・Dの略）とあるハンカチをひろったともいった。洋毛商人は、思ったことをあけすけに話したから、警官の信用をうることができた。

ここで居酒屋の主人が、ひょっとして盗賊の一人ではないか、と疑われるような物的証拠が、未亡人宅の部屋のすみから発見された。それは半分燃やした紙片（こより）のようなもので、オランダ・ジンをW村から買ったとき、税金を払ったことが記されていた。主のニコラース・Dの名はなかった。

やがて容疑者として、ニコラース夫婦と同居人——しゅうと（女房の父親）、靴職人（女房の弟）らが逮捕され、家宅捜査がおこなわれたが、有力な証拠は出てこなかった。四人ともおこないも評判もよかった。

しかし、同一家のことはたちまち町のうわさになった。ニコラース一家が逮捕されて四日目のことである。材木商を家業とする名士が、署長のもとにやってきて、いろいろ申し立てた。

顧客のなかに金の支払いがとどまっている者がいるという。そういう手合のなかに、大工のイサーク・ファン・Eがいて、材木商に六〇フルデン借りがあり、借金のかたに銀器を置いていったという。当局はさっそく大工を呼びだして尋問したところ、じつは酒場の主人ニコラースの店の造作をしたとき、四〇ダグデル支払ってもらえず、債務となり、銀器を担保してもらったという。しかし、ニコラースを取調べてみると、銀器などイサークに渡したおぼえはない、ときっぱり否定した。ところがイサークは、それを受け取ったという。

両者の主張は、まっこうから対立し、事件はらちがあかなかつたので、ニコラースを拷問にかけ、きびしく吟味する案が浮上した。

このときR町に駐留し、これからイギリスに逃亡するというジョゼフ・クリスティアン・リュレル伍長という者から、警察署へ手紙が届いた。文面はニコラース一家は、けっして悪事をなす者ではないから、手荒な扱いをしないで欲しいというものであった。しかし、いよいよ拷問のしたくに取りかゝろうとした矢先、商用でドイツに行っていた雑貨商が当局に訴えてた。

雑貨商は、ドイツから帰る馬車のなかで、未亡人宅に賊が入り、無実の人が拘引されたという話を耳にはさんだ。町に帰ってから隣家の住人で

あり、裁判所の廷吏である者から、事のしだいを聞いておどろいた。ことにイサークの主張は、疑問におもわれた。

未亡人宅に空き巣が入ったころ、イサークの訪問をうけ、小舟をしばらく貸してほしいといわれたという。その小舟はふだんたわら俵ものや荷物などを運搬するときに使い、いつも家の裏の運河につないであった。小舟はいま使う予定があるので貸すことはできない、と断ったが、夜だけでもよいかから一、二度借して欲しいという。

雑貨商は小舟をなんのために使うのかと聞くと、近日中に引越すものが出て、家具を運ぶためだという。それではその者は、夜に引越すのか、とたたみかけて問うと、よんどころない事情で夜逃げせねばならないという。そういうことに使うのであれば、お貸しできない、という。イサークはにわかにかたばを改め、じつは下男といっしょに釣に行きたいと思っているので、どうかお貸し願いたい、というので、しぶしぶ貸すことにした。

その翌々日の朝、雑貨商は家のうらにある倉庫へ行ったとき、ちょうどイサークと下僕が、小舟を運河の岸につないで帰るところであった。ふしぎなことにかれらは釣道具や手綱などを持っていないばかりか、舟の中もきれいな状態であった。

イサークはうそをいっており、怪しいとにらんだ雑貨商は、小舟をよく調べてみた。すると紙につつまれた一組の銀製のフォークを発見した。そこでイサーク宅に出むき、そのフォークを目のまえに広げ、問い立てたところ、イサーク夫婦、下僕らは一瞬色をうしない、しどろもどろの答弁をした。

雑貨商の話聞いた当局は、イサークが小舟を借りたわけを知り、同人宅を搜索した。すると未亡人宅から盗まれたものの大半が出てきた。もはや罪は明白になったので、イサークらを逮捕し、取調べを開始した。かれらは口うらを合わせており、いいのがれようとしたが、話にそごそきたし、危機におち入った。白状におよばなければ、拷問にかけるぞ、とおどすと、たちまち罪をみとめた。

かくしてニコラース一家のえん罪は明らかになったので、すぐさま釈放になった。

しかし、ここで謎として残ったのは、河岸で発見されたハンカチと、未亡人宅でみつかったオランダ・ジンを買ったとき支払った税金の領収書であった。ハンカチと領収書の小片は、ニコラースのものにちがいがなかったが、なぜ未亡人宅にあったのか。イサークからはありていに自白したが、

この二点については心当りないといった。

事件は解決がつかず、迷宮にはいるかにもえたとき、M―町から一時間ほどの所にあるS―村の孤児院の教師が、署長のところに来て、つぎのような証言をした。

かれは警官らに、ヨゼフ・クリスティアン・リュレルと記した一枚の書きつけをみせ、これと同じ筆跡の手紙を受けとったことがないか、と尋ねた。そこで先ごろ受け取った手紙と見くらべると、同一の筆跡であった。

その教師は、ヘンドリック・ヘヒティンという名のろうあ少年のめんどうをみていた。その少年は口も耳も不自由であったが、みごとな文字をかいた。石版を用いて相手と会話するのだが、一週間ほどまえに見知らぬ男が孤児院にやって来て、その少年に手紙を一通書いてもらいたいといった。教師は特にその男を怪しまず、ド・クローン（「王冠」の意）という旅館に、その少年をともなって行った。あとで少年から聞いた話だと、相手の男からブドウ酒をのまされたあげく、手紙を書かされたという。

手紙の中味は、ニコラス一家のえん罪を訴えたもので、宛名はM―町の警察署長R殿とあった。その男は別れるとき、このことはくれぐれも他言せぬようにといい、一フルデンくれたという。少年は右のしだいを石版を使って教師に告げると、教師は手紙の中味を知ってびっくり仰天した。未亡人宅に盗賊が入ったといううわさを聞いており、事件とのかかわりがあると思つて注進におよんだのである。

警察は、教師の話の聞いているうちに、未亡人宅を見分に訪れたとき、酒税の受取の紙片をひろい、警察にわたした者が、パン屋であることを思い出した。またイギリスに逃亡するというリュレル伍長の名前が、手紙のなかで用いられていることなど、謎はふかまるばかりであった。

教師が警察署を出るころ、すでにパン屋は逮捕され、また羊毛商人夫婦も呼びだしをうけていた。

ところがかれらの自白を待つまでもなく、押し込みや窃盗よりもさらに罪のおもい、殺人事件が露見したのである。未亡人宅に賊が入る前の晩のことである。M―町に勤務するリュレル伍長が、ばくちを打ちにパン屋にやってきた。じつは羊毛商人もばくち仲間であった。

パン屋がリュレル伍長と懇意なのは、わけがあった。この二人は、おなじ穴のむじなであった。リュレル伍長は糧秣係であることを悪用し、パン屋に粗悪なパンをつくらせ、相手からわるいを取っていた。羊毛商人のほうは、たびたびばくちに負け、リュレル伍長に借金があり、じぶん

が受けとる衣類等の代金を、借金のかたに取られた。そのため伍長は、二人からひじょうに憎まれていた。

さてこの三人が会った夜——リュレル伍長は、二人とはげしい口論になり、あげくの果てに、洋毛商人になぐられ死亡した。まったく予期しない、容易ならぬ事態となり、パン屋と洋毛商人は途方にくれた。二人ともいまや殺人の咎人（がにん）となった。ひとまず夜が明けぬうちに、死体を洋毛商人宅の地下貯蔵庫に隠した。翌朝、未亡人宅に盗賊が入った事件が明るみになったとき、隣家まで搜索されるのではないかと思うと、ふるえがきた。

そのとき、洋毛商人の女房が奸計をめぐらし、酒場をやっているニコラースに罪をきせることを思いついた。同人がかって裏の板べいを乗りこえ、未亡人宅の女中アンナと密通していたうわさを流せば、警察のけん疑を受けること必定であった。

まずパン屋がニコラースの店に酒をのみに行き、勘定をすませたのち、紙切れをすこしほしい、というと不用になった税金の請取をくれた。またパン屋は警官のあとから未亡人宅に入ると、こんなものが落ちています、といって、それを警官にわたした。しかし、パン屋や洋毛商人は、ニコラースにうらみがなく、同人が罪科を問われ、重罪に処せられることをあわれみ、そのえん罪をそそぐために例のろうあ少年に偽手紙を書かせることにした。

共同謀議者らは、リュレル伍長を、イギリスに出奔したことにすれば、同人を殺したことは発覚しないだろう、と高をくくった。が、世に悪が栄えたためしなく、またすべての悪行は、かならずそれに応じた報い（むく）があるのがふつうであり、犯人らは取りしらべののち、それぞれ極刑をいわたされた。

大工イサーク・ファン・E（エ）と下僕……徒刑（懲役）

パン屋H（ヘイ）……………死刑

洋毛商人

ただし女房は……………獄死



左から棧橋。羊毛商人宅。盗賊が入ったアンドレヒト未亡人宅。雑貨商宅の想像図。

一 イェーベ・クリステマイエル原作
宮永孝 抄訳（自由訳） 「未定」 「青騎兵とその家族」

M町に平民の老いた未亡人が住んでいた。彼女は年とった女中といっしょに一人でくらしていた。その未亡人はひじょうに裕福であるとの評判であった。が、とてもつましく暮らしているとのことであった。とはいっても、りっぱな先夫が存生のころ、教会や貧しい者のために、こっそり相当のほどこしをした。

未亡人には息子が一人いた。その息子は外科医としてK村に住んでいた。K村はM町から四時間ほど行った所であった。彼女はあいにくわき腹に中風の気があった。めったに外出せず、また来客もなかった。何週間も外に出ることなく、じぶんの部屋に閉じ込めることも珍しくなかった。

しかし、心地よい夏が近づいたとき——もはや三月の驟雨がちの日も過ぎ、嵐と日光が同時に姿をみせ、すばらしい天気がつづくころ——彼女は馬車で息子が住むK村へおもむき、数日のあいだ新鮮な田舎の空気をすって過ごした。

そのとき、たいいてい女中が同行した。なぜなら心身が衰えてきたその未亡人は、ひじょうにわがままであったので、その女中をのぞくと彼女に仕え、その世話をする者がいかなかった。

かくして未亡人は、例年のごとくK村へ行楽に出かけ、六月の晦日にM町にもどってきた。ところが自宅にもどってみると、たんすや貴重品箱がこじあけられ、その他多くの貴重品に加えて、彼女のいっさいの宝石、貴金属などがそこから消えていた。

未亡人は三週間以上も女中といっしょに家を留守にしたのだが、出立のときは、戸締まりを厳重にしたから、K村に逗留中は家のことなどこれっぽっちも心配していなかった。留守の期間中、家を警戒して見守ってもらうこともなかった。だから家全体があき家になっていたとき、空き巣に入られたことを知ってびっくりしたのはむりはない。

盗賊は二階の奥の部屋の窓から屋内に入ったとみられた。その窓は庭のほうに向いており、二本の銅の釘がさし込んであるほか、施錠してなかった。賊は庭先から家に押し入ったのである。盗賊らは釘がさし込んである左右の窓ガラスを割り、その合せ目にさし込んであった釘を抜いたあと、

窓を上の方に押し上げ、部屋の中に入ったものと思われた。

賊は家の中に入ると、出入り口のかぎをはずした。階下の戸口は庭のほうに通じており、二本の差し錠をもって施錠されていた。階上の上げ下げ窓のガラスが、不幸にも割られたと同様に、庭に通じた戸口にかけられた差し錠も、賊らがこのような方法で侵入したのち、こわさねばならなかった。その他の窓やガラス窓は、家の裏手や通りの方にもあったが、これまで通り閉っていた。

だから押し込みとか、ろうぜきを働いた痕跡を見つけることはできなかった。またいくつかの部屋にも、押し入られた痕跡はなかった。それゆえ盗賊らは、この点で抜け目がなかったようだ。大きな家具やその他の調度は、手をふれてなかった。ただ台所用品だけがごちゃごちゃになっていた。台所の什器（じゅうき）（日常つかう道具）でなくなったものはなかったが、すずや真ちゅう製品をいっしょに奪ってゆくつもりであったようだ。というの、それらの相当な量が、カゴの中にいっしょに詰め込まれていたからである。おそらく盗賊らは、あわてて立ち去るとき、それを持ってゆくのを忘れたのであろう。

このような所業をなす者の常として、大胆さや熟慮が伴うものとは限らないが、今回かれらの企てには、それが支配していた。かれらは熟慮のうえ、用心深くしごとをやったようである。じゅうぶん時間をかけてやったから、急ぎばたらきの様子はみじんもなかった。

たとえば、タンスの戸や引き出しは、からくりによって錠が下りるようになっていて、かんたんには開けられぬ代物（しろもの）であった。かれらは仕掛けの先端部分を取りはずし、そのあと継ぎ目を外した。それらの一切はじつにみごとになされたから、木造部はすこしも損傷をうけていなかった。床の上に置いてあるタンスのそばの屋根や窓は、無事であった。貴重品のすべて——最上の亜麻布（リンネル）と宝石——が、タンスの中から消えていた。また二つの金庫の中から、金銀の貴重品や衣裳などが盗まれた。失った財産は、総額で二千フルデンにもなると推定された。

しかし、ひとびとは、盗賊らがそれ以上の悪業を働かず、品物をかき回して奪っていかなかったことを知っておどろいた。連中が盗みをやったのは、一晩だけのようなようだった。なぜなら、季節はちょうど一年のうちでも、夜がもっとも短いころであり、またほとんど月明かりに照らされることはほとんどなかったからである。おそらくふたたび戻ってもう一度盗みをするつもりであったのであろう。ひょっとすると、そのとき連中は、目的と仲間のしごとに支障をきたしたのであろう。なぜなら、さわぎを聞いたために、戦利品をそのままにして立ち去ったからである。

また盗賊らは、すでに獲物に満足したので、それ以上積み込まなかったのかも知れない。盗んだ品のさばき方がわからなかったであろうし、かれらにとって大きな獲物は、危険であると危懼（きぐ）されたからである。未亡人にとっていちばん辛いだったのは、土地の証書が盗まれずにすんだこと

である。それらの証書は、重要書類であるために、ふだん金といっしょになっているのだが、部屋に置いてなかった。しかし、鉄製の金庫のなかに入れてあった。

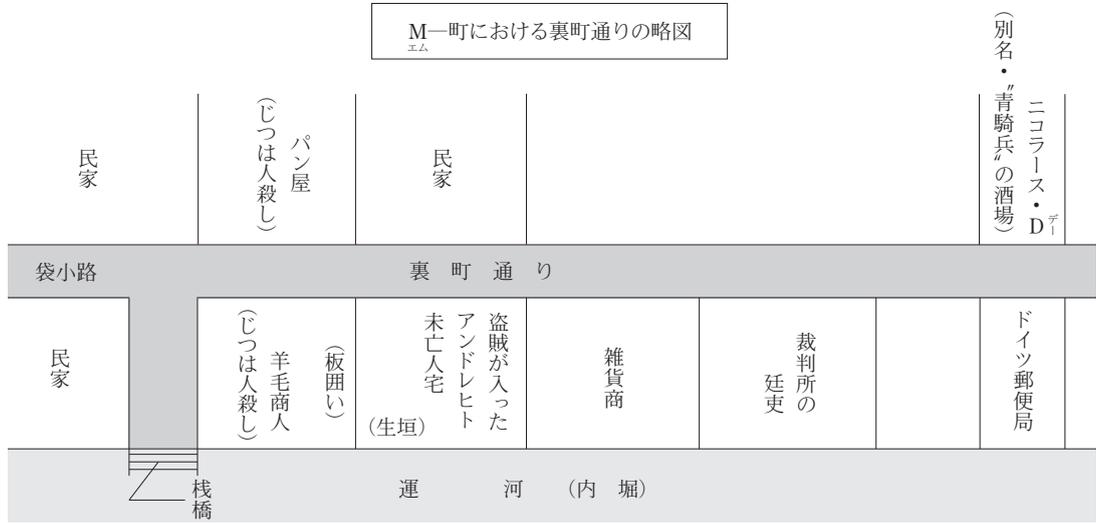
この金庫は、いつもは彼女の寝室に置いてあるのだが、ちょっと前にひっ込んだ部屋にすえたのである。その奥まった部屋では、運よく強奪欲のするどい目から逃れることができた。

ところでそれらの犯行は、一人でやったものではなく、複数の人間のしわざであることがはっきりしていた。犯行はあらかじめ時間をかけて企てたものであることは疑いもなかった。あらゆる点で、効率のよい方法で盗みをやったことは明らかであった。犯行は家の中や未亡人のくらしむきなどによく通じた連中のしわざに違いないと思われた。この地区における犯行は、人目につかぬものであり、また犯人も近くに住む者と思われた。

ここにいくつか理由がある。未亡人の家は高級な地区にあったわけではない。なぜなら、家そのものは裏通りにあり、ひじょうに貧しい人びとの家に囲まれていた。というのは近所に大勢のみずばらしい下層民——かれらは町の庶民であったが——が住んでいたからである。

盗賊たちが押し入ったのは、裏庭のほうからであった。その庭は、近隣の家のさまざまの庭に通じ、町の内堀に接していた。この内側の運河と庭のあいだを隔てていたものは、わずかな垣根であった。すぐ隣りの家は、袋小路の角にあつた。この路地は、運河に通じていた。そして角の家の側面や庭の柵かきにそって行くと棧橋かきばしに出ることができた。きつと盗賊らは、小舟で生垣の所までやってくると、その生垣を乗り越え庭内に入ったものである。またそのときかれらは、小さなはしごを例の二階の上げ下げ窓に取りつけたのち、先に記したような方法で犯行に及んだものであろう。

判事や警察署長は、情報をあつめ、検分したのち帰って行った。かれらは調査結果をもとに、報告書を作成したが、微細な点まで見落さなかった。その間に近所で大きなさわぎとなっていた。またたく間に、おびただしい数の群集が、こぞって盗賊に入られた未亡人宅に押し寄せた。群集のなかにパン屋がひとりいた。かれは斜めむかいに住んでいるのだが、警察隊が到着すると、うまくかれらの跡について家の中に入り、すぐそばで調査の一部始終を見物した。



パン屋が屋内に入ってゆくを見ていた何人かの知人は、やきもきしながらかれを待っていたのだが、戻ってくるとかれに殺到し、質問をあげた。しかし、同人は詳細については多くを語らず、秘密を保持する態度を取りつけ、あらゆる問いに対してもわけのわからぬ返事をした。その結果、かれは人にすこし不審をいだかせた。

司直らが未亡人の家の戸口のところにやって来たとき、おびたしい数の野次馬がたむろしていたのだが、その中に羊毛商人がいた。かれは先にのべた盗賊に入られた未亡人宅のすぐそばの角の家に住んでいた。戸口の踏み段のあちこちに人の小さな群れがあり、かれらはお互い事件についてひそひそ話をしていた。羊毛商人もその仲間に入り、いろいろ重大な考えをのべた。

かれは奇妙なことを口にし、何度もきわどい憶測をつぎつぎと持ち出した。そしてときどき思いきって遠方の人に声をかけたり、人や物についてそれとなくはっきり言及するものだから、子供でさえもいましめるほどであった。かれは結論が出るまで、じぶんの身の回りの人たちとむつまじくしていたことについては、ぜい言を要しない。また羊毛商人の女房も、通りで大勢の近所の女たちと大きな声で話をしていた。

女たちがふたたび事件についてあれこれ問はずねあっていたとき、羊毛商人の女房が会話を独占していることがわかった。彼女は何でもよく知っており、つぎのようなことをいって話をおえた。つまり、この事件は驚くに値いしないこと。いずれ盗賊らは、日の暮れないうちに逮捕され、投獄されるであろうと。

彼女の夫は、この事件について他の見物人たちと密談をしていたのだが、その中にユダヤ人の瀬戸物屋が一人いた。かれはたまたま負カゴをもって、その場を通りがかったのである。羊毛商人は、このユダヤ人のいる所でさんざんことばを交わし、ちょうど重要な質問に答え

ようとした矢先、隣人の一人がかれに目くばせをし、そっと呼び寄せると、耳に口をよせていった。この者の話しぶりから察して、用心したほうがいい。このユダヤ人には、何でもべらべらしゃべらないほうがよい。なぜかとうと、司法当局の密偵か警察のスパイかもしれないからである。そのときは、もう手おくれであった。すでにしゃべってしまったあとであった。ユダヤ人の瀬戸物屋は、じつは金をもらった密偵であった。ともかく洋毛商人の話は、警察のほうに伝わり、その結果、かれは午前中に署に呼びだされた。洋毛商人が署長の前に出頭し、尋問をうけたとき、しっかりとした言葉で、じぶんの意見をのべることにこだわった。

そのことばは、かれが通りで口をすべらしたものであり、かれは弁解に努めた。同人がいうには、他の連中と同じように、概して話題にのぼったことだけを話したという。しかし、そのとき当局は、さらに詳しい陳述をつよく求めたために、かれは釈明せざるをえなくなった。

——きびしくお尋ねになるので、事件の有りさまについてお話しいたします。いまわたしは進んでお話しいたします。と、洋毛商人はいった。

——わたしには、ほかに怪しいと思われる連中がいますが、かれらについてはことばを控えておきます。しかし、わたしは公衆の前で、連中のことをべらべらとしゃべってしまったようです。この件については、口をつぐんでいた方がよいということがわかっておりましたが。隣人を中傷によって苦しめるようなことがあってはなりません！

われわれの通りの端あたりに——その向かい側にはドイツ郵便局がありますが——数年前より小さな酒場が出店いたしました。以前には他の者がそこで店を出していました。

そこにニコラス・D^{デー}という者が住んでおります。その者は、俗に「青騎兵」と呼ばれております。というのは、かれは以前にウェッケラート陸軍中佐麾下の騎兵として勤務したことがあったからです。同中佐の部下は、ふつう青騎兵と呼ばれたので、ニコラスもそのあだ名をちょうだいしたのです。

かれは二年前、その連隊とともに当地に駐留していたとき、いまの女房と知りあい、その後親密になりました。女房はアンドレヒト夫人（盗賊に入られた未亡人）宅に女中として仕えておりました。彼女はそのころニコラス・D^{デー}と同棲していましたが、身ごもったために、のちほど奉公先を出て結婚いたしました。六年間奉公したのですが、女主人の全幅の信頼をえ、まただれからも信頼されておりました。

わたしの思い違いでないとしたら、彼女のかいがいしい働きぶりは、人から感謝されましたが、そのことは奉公先でもよく知られていました。Dと所帯をもち、酒場の経営をはじめたとき、二人には財力がありませんでした。アンドレヒト夫人は、周知のように、そのころめったに外出することも、家を留守にすることもありませんでした。そのため恋人同士、お互いすわって話をする機会がろくにありませんでした。

しかし、ハンナと呼ばれたDの女房は、夜女主人が床に入り、ひまができたとき、恋人と戸口で話をしました。よくこの若者らは家を抜け出ると、ハイキングに出かけたり、また夜などちょっと散歩などしました。またこういうこともよくありました。寒さがきびしいとき、ハンナはあえて家の戸口の踏み段のところ立つと、恋人を家の中に引き入れました。

ところが老女は、家の中に長靴が脱ぎすててあることに気づき、じぶんの家の女中が密通していることをかぎつけました。その後、毎晩、床につくまえに、じぶんでしっかり戸締まりするようになりました。その後、表玄関のドアのカギもじぶんで保管しました。

いまやハンナとその恋人のDは、夜に密会できなくなったものと思われます。しかし、見るがよい！ ある晩のこと、おそくまで仕事をしているとき、拙宅の裏手を、だれかが拍車の音を鳴らしながら通りすぎるのを聞いたように思いました。わたしはすぐにランブをもって裏口の外に出ると、Dをみつけました。かれはわが家の板囲いを乗り越えて、アンドレヒト夫人の家の庭に忍び入ろうとしていました。

わたしはかれの意図が悪意のないものであることがすぐに分かったし、恋人同士であるから大目に見るべきであると思いました。かれはこのおどけた鬨入をまったく気にせず、いずれよい晩に彼女に逢いに行きたいと、にやにや笑いながらいました。かれがこのようなやり方で恋人を訪れたのは、今回がはじめてでないことはたしかでした。

どのようなやり方で、かれがわたしの敷地内に入ったかについて語ることはむずかしいことではありません。かれはまず路地に行けばよいのです。わたしの住居は、その角地にあるのです。かれはそこにある庭の板塀まで行くと、それをやすやすと乗り越え、わたしの敷地内の庭を通ったのち、アンドレヒト夫人宅にたどり着いたのです。わたしは今回のかれの板塀越えを、不問に付していましたが、その後もそれが何度もおこなわれ、Dは再三訪問をくり返したので、わたしはそれを無視できなくなりました。

だから、わたしはざっくばらんにかれに話をしました。

——友よ！ わたしはあんたが恋人を訪ねることに異存がないが、密会のこと女主人に知れると困ったことになりますよ。板塀越えをやめな

いとしたり、そのことを知らせねばなりません。
と、わたしはいいました。

Dはその後、拙宅の板囲いを越えることをやめました。件くだんの家にとり着く、別の方法をみつけました。かれはそのころじぶんが所属する騎兵中隊の隊長の馬の当番兵でした。だからふだんは、兵舎のその他の騎兵らとは休まず、近くにある馬小屋で寝ておりました。

わたしたちは、恋人たちがあらゆる抵抗を物ともせず、ときどき日暮れに逢引しているのを目撃しました。しかし、その騎兵がいまどうやってその家に忍び込めたのかわかりませんでした。ある晩のこと、わが家の裏手の河岸かしで夜ふけまで仕事をする必要があったとき、小舟を発見しました。その小舟は、騎兵らがふだん秣庫まぐらから出した干し草やワラを運ぶのに使っているものでした。二隻の小舟はアンドレヒト夫人宅の前の河岸につないでありました。

その後、家内とわたしは、夕方その小舟が河岸につないでいるのを何度となく目にしました。が、朝になると、その場にはありませんでした。人にもつからずに、恋人を訪ね、家の中に入るDの方法が、いまやはっきりしたのです。わたしらはその後、発見したところのことや計略のことを思うと、いままで以上にはくそえんだのです。恋人らはお互い逢引する方法を考案したのです。わたしらはそのとき、後日その問題に立ちもどる機会があるうとは、夢にも思いませんでした。

もしかすると、皆さんはいまわたしにお尋ねになるかも知れません。だが、それがすべてとどんな関係があるのか、と？ 皆さん、もっと申しあげておきましょう！ 先日、たまたま目撃したところのこと、Dの例の板囲い越えについて話をもどしましょう。

十日ほど前のことです。アンドレヒト夫人は、町を離れ留守でした。わたしは早朝より河岸でしごとをしておりました。ふと運河のへりの草のうえに、——隣の奥さんの家の前にある河岸の平地に、派手なハンカチが一つ落ちていることに気づきました。

皆さん、ここにあるのが、そのハンカチです！ それがどんなものか理解していただくために、また皆さんにお見せするために、ここに持ってまいりました。

ご覧の通り、このハンカチは汚れており、洗濯もなされておりません。見つけた当時のままです。わたしはじぶんが見つけたハンカチを放たら

かしておくために、それを袋の中に入れると、そのことを忘れておりました。仕事が忙しかったものですから。

昼どきに食卓についていたとき、ふとハンカチのことを思い出しました。わたしは女房に発見物について話をし、それを見せてやりました。そして何気なく、つぎのような言葉を添えました。もしアンドレヒト夫人が留守でなかったら、またハンナも夫人の用を足していたら、われわれはきっとこういうでしょう。昨夜、また例の青騎兵のやつ彼女と密会し、ハンカチを落していったにちがいない、と。

——まさか！

と、家内はいったかも知れません。彼女はちょっと質問をしました。

——ハンナの密夫は、ニコラース・Dデーといいませんか？

——さよう。

と、わたしは話を再びはじめた。なぜなら、かれはじっさいそのように呼ばれていたからです。

——なぜ、そんなことを聞くんだ？

——ハンカチのせいです。

と、女房は答えました。

——N・Dデーの頭文字が、ハンカチについていたものですから。

皆さん！ ご覧の通り、N・Dデーとあることから、おわかりいただけるでしょう。しかし、たまたま未亡人宅が盗賊に入られるといった事件がおり、それがつぎつぎとうわさを叫んだために、ハンカチのことなど忘れ去られてしまいました。わたしたち夫婦は、その後もハンカチのことを思い出すことはありませんでした。その後、けさになってアンドレヒト夫人宅が盗賊に押し入られたといったうわさが漏れたのです。聞くところによれば、押し込み強盗は、住居の裏側から入ったということです。そして盗賊らは、庭がある側をよじ登ったようです。そのときわたしは再びハンカチのことを思い出しました。そのハンカチは、ちょうど隣りの奥さんの家がある河岸の近くで見つかったものです。

さて、いまわたしは皆さんのご判断にゆだねます。話の子細を聞いたあと、わたしに起因するものに対して、どのような推測が可能か。またわたしの推測は、何によらねばならぬか、ご賢察願います！

羊毛商人の証言は、いささか冗漫なところがあったが、わざとらしいところがないばかりか、すべてそれ自体、真実であるように思えた。いかにかれが単純な人間であり、またかれが導き出した結論には深みがないにせよ、その結論にはどれも根拠があったに違いない。結論は見放された情況から推論されたものであり、いささかも自説をひれきしてはいない。

署長にも、そのように思われた。さらに羊毛商人の話の飾り気のなさが、かれが正直な人間であることを請けあうものであった。しかし、捨てられ、かつ発見されたハンカチに関連して、いまでも信じるに足る理由が存在した。羊毛商人の憶測は、それほどはずれたものでなかったので、いわゆる「青騎兵」は、盗賊の共犯者であることはたしかであるとされた。

なぜなら、盗賊に入られた家から、ある紙片が発見されたからである。警察がそれを保管している。その紙切れは、細長く紙縫りにしたものであり、主に点火のために用いるものであった。またパイプかろうそくに、火をつけるときに使うものであった。開けっ放しの、小さい私室の片すみそばの床のうえに、落ちていたものである。——そこは用心深い同居人なら、半分燃やした紙片などを捨てるような場所ではなかった。だからこの点に注意を払わないわけにはゆかなかった。

警察の検分のさいにそこに居合わせただれかが、それを拾うと念入りに調べたのであるが、その者がまずとっさに思ったことは、この細長い紙くずは、何か意味をもつものである、ということであった。そのためその者は紙片を司直の手に渡した。その場にあったその紙切れは、通関手続きの証書であった。もしくは買入れた強い酒にたいして町が課した関税の支払い証書であった。

先にのべたように、その紙切れはあらかた燃えてしまっていた。そして唯一の白い部分、紙切れのいちばん下の端だけは、焼失を免れていた。燃え残った部分には、収税吏の署名といっしょに日付が記してあった。すなわち、証書が発行された日付がついていた。日付はつい三月十六日のものであった。その他についてはっきりしていた点は、かなり書き入れがあったようで、知り合いの収税吏の手蹟のようであった。しかし、いちばん肝心な点である通関手続をした者の名前、購入した酒の量などを記したところが失われていたのである。

M^エ町では、居酒屋とか宿屋の主人が、町の外から強い酒を購入したいと思ったら、むかしもいまも役所の検分をうけ、当然租税を払う義務が生じる。ついで租税は町の名において課せられる。そのために主人は、小さい証書をたくさん受けとる。その証書には支払ったことの証明が記されていた。

いま主人が検分をうけた酒を店に貯え置くことになる、たまにできとうな時期に証書が届く。なぜなら租税を受けとったことの記録の中に、かれがそれを支払ったことが記載されていたからである。その後、その小さな書付けは、概して紙くずもしくは不必要なものとしてすてられる。わが読者の中には、こんな話を聞いても、事件の状況がほとんど明らかにならない、と考える者もいることであろう。

さて、日付によって、町の租税の記録を調べたなら、三月十六日に町でつよい酒の通関手続をおこなった酒場の経営者の名前がかんたんにわかることであった。しかし、名前がわかってても、証書の本来の持ち主の氏名がわかるというものではなかった。しかし、だからといってその者が、じぶんで例の場所で紙片を用いたのち、それを捨てたことの証明にはならなかった。それどころか、そのようなことを当人の方でいいかげんにして置いたら、人の手に渡る可能性は大であった。その紙切れは第三者の手により、未亡人宅に持ち込まれ、燃されたものであった。

その後、本件における羊毛商人の申し立てと、この宿命的な偶発事件をじっさいひっくりめると、つぎのことが明らかになった。

租税の記録や町が税金をうけ取ったことの記載から、ニコラス・D^{デー}という者が、その日W^{ウェー}ー村から数ガロンのオランダ^ネ・ジン^バを買いつけ、通関手続をおえたことである。

あれやこれらの理由により、警察はしばらく相談した結果、ニコラス・D^{デー}をはじめて拘束することに決した。当人については、わが読者はすでに羊毛商人の話からご存知のほずである。

当局のねらいは、容疑者の不意を襲うことによって、早く自白を引き出すことであった。この点において成功するには、D^{デー}の家族も召し捕える必要があると判断された。そこで捕縛のために、警察署員と何人かの吏員がつかわされた。D^{デー}の家族というのは、本人を除くと女房とその父親から成っていた。しゅうとは、すでに老人であった。ほかに女房の弟がおり、この者は靴職人であり、同居人であった。

D^{デー}とその家族が拘引されたのち、かれらの小さい住居から、何か盗品が出てこないか、司法上の捜査がはじまった。当初、疑念をおこさせるものは何も発見されなかった。ただ家の中から出てきたものといえば、かなりの貯金であった。それはD^{デー}が近年はじめた小商^{こあきな}いによって溜^ためこんだものであった。

すでにその小さい家のくわしい捜査は終わっていた。とくに隅々まで捜査をおえていた。しかし、盗品のリストに記載されている物は、何ひとつ発見できなかった。だから人はそれ以上捜査することを望まなかった。そのときのことである。現場にいた警察官のひとりが、捜査部長に何や

ら発見物を手渡した。それは店の商品の中から取りだしたものであった。

警官らがその物にざっと目を通した直後、役人のひとり、その中にメモ帳が入っていることに気づいた。それは紛失リストによると、アンドレヒト夫人の私室から無くなったものであった。そのメモ帳の中味は、すべての点をさらに詳しく裏づけるものであった。なぜなら、未亡人がじぶんで書いたいろいろなページばかりか、袋の中に彼女宛の手紙が二通入っていたからである。その手帳は、ふつうの暦日記のような形をしており、赤い皮で製本されていた。未亡人は大切なことを書きしるすのに用いていたもので、いろいろ書き込まれていたが、邪よこしましなことは何ひとつ書いてなかった。私室に置いていたのは、人に知られたくなかったからである。

いまいちど店や金庫、おなじ場所にある柵や箱などをくまなく捜してみたが、いま重要視されている手帳のほかは何も出てこなかった。

翌日、Dとその家族は尋問をうけた。取調べの部屋に最初に入ったのは、D自身であった。かれは物怖ものおそじせず、署長のまえに進み出た。その態度には落着きが見なぎっていた。女房と交際ちゅう、板塀を乗り越えた、といった羊毛商人の申し立てを、Dはその通りですと認めざるをえなかった。発見されたハンカチもじぶんのものであったことを認めた。しかし、同人によると、だいぶ前のことなので、どこで無くしたかはわからないうという。

ついで推量でどのくらい前のことかと尋ねられると、無くしたのはだいぶむかしのことで、すくなくとも半年前のことですよとDとその家族は、ただ一点をのぞき、それまで尋ねられたすべての間にじゅうぶん答えた。しかし、発見された手帳が目のまえに置かれたとき、かれらは頭を左右にふった。手帳が発見された自宅の場所のことを聞いたとき、四人は皆ひじょうに驚いた。四人は皆、手帳のことなどまったく知ってはいない、と神にかけて誓った。またどうして店にあったのかについても説明できない、ときっぱりいった。

Dデの女房は、去る土曜日（彼女が逮捕されたのは火曜日であった）に店をそうじしていたとき、問題の場所で手帳をみかけなかった、と堂々と発言した。そのとき店の品のすべてがいつもの場所にあったというのが、その理由であった。

ところで、かれらに罪があるかどうかは未定にしておくが、先入観をもたずに、つぎの点を吟味する必要がある。私室にあった未亡人の手帳がなぜDデの店にあったのか？ Dデがじぶんの物であると認めたハンカチが、ちょうど未亡人の留守中に、しかも盗賊に入られたときに、なぜ庭のそばにあったのか？ これらすべてを考えると、Dデとその仲間にとって不利なけん疑となる材料はほとんどなく、込み入った事件であった。

他方、かれらはおちついており、忍従を頓着しないようであった。四人は皆、引き立てられた日に、我を忘れるほど大きな声で自己弁護につとめた。またかれらにとって有利に働いたのは、よい評判であった。じっさいかれらは評判がよかった。四人は皆、品行方正であったからである。連中が例の手帳をもっていたことはたしかであるが、かれらの住居から盗品は何一つ発見されなかった。

いづれにせよ、かれらはその間に盗品を処分したかもしれないのである。が、ふしぎなのは、かれらが短期間に盗品のすべてを軽率にも人手に渡すことが可能だったかということである。これまでのところ、窃盗の件についてのたしかな吟味方法は、漏れてはいないのではないか？

Dとその親族にたいして、いかに害心を抱く者が大勢いるように見えても、これまでのところかれらを直かに告発する者はいなかった。ところが今になって一人自訴する者があらわれた。かれは判事をうごかし、ある男にたいして召喚状を出さしめた。召喚された者の証言は、高みの見物をしている犯人らを直かに告発するものであった。

Dが逮捕されて四日目のことである。その間M町はしばらく町をあげて、この利発な連中の運命について、あれこれ考えることに余念がなかったのであるが、名士である住民が判事のもとに出頭し、つぎのような証言をした。

その者は、こういった。

——皆さん！ わたしはこれまでわざとお知らせすることを控えておりました。が、いまやそのことについて申しあげざるをえません。アンドレヒト夫人宅に盗賊が入った、といったうわさが漏れたとき、またかくしかじかの品物が盗まれた、といった話が聞えてきたとき、人を恐がらせるある連中について、じっさい思い浮びませんでした。

わたしはしばらくの間、ひそかに思いました。まだしばらくはだまっていようと。結論を急いで、人を非難してはいけません。そのための声を上げるとしたら、ちょうどよい時宜じぎが来ていると。その後、青騎兵とその家族は逮捕されました。そのときわたしは思いました。この事件の真相は自然に解明され、わたしが関与せずとも明らかにになると。ところが、これっぽっちも解明されてはいけません。連中が無罪であることは疑はしい、と町でうわさになりました。これまでたくわえておいた事件の証拠も、いささか心もとないものになりました。

ともかく、証拠があれば、ひょっとして事件の解明につながるかも知れない、と思いました。なぜなら、わが家には銀製の燭台しよくだい（ローソク立て）が二つと銀製のコーヒーポットが一つあるからです。これらの品々は、つぎに述べるような奇妙な方法で手に入れたものです。

——わたしは材木商を生業なりわいとしております。わたしの帳簿にはいろいろな顧客の名がありますが、中には借金がかさみ、返済が大いにおくれている者もいます。そういった連中の中に、イサーク・ファン・Eエという者がおります。当地の大市場フロア・マーケットで大工をやっております。わたしはその者に再三代金を支払ってくださるようにはいいましたが、そのつど約束をほごにされました。そこでわたしはついに訴訟を起すことにし、法的な強制手段に訴えて、その者に一あわ吹かせることにいたしました。

わたしの脅迫はすでに半ば功を奏し、つぎのような効果がありました。ファン・Eエは数日悩んだすえ、わたしのもとにやって来て、表ざたにしないよう懇願いたしました。なぜなら、わたしはかれの他の債権者らを目覚めさせ、かれを悪党に仕立ててしまうからです。〔未完〕